



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.4

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Afghanistan, Burkina Faso, , Cambodia, Chad, , Colombia, , El Salvador, Peru, Tanzania, Venezuela,

第25回ローマ規程締約国会議は、
加盟国の主権及び国内司法制度を十分考慮し、
重大な国際犯罪の責任追及と国家の安定及び和平プロセスノ維持を両立させる必要性を認識し、
アルーシャが国際刑事司法の発展において重要な役割を果たしてきたことを考慮し、
補完性の原則に基づき、各国の司法制度の強化が国際刑事司法の実効性向上に不可欠であることを認識し、
ICCの実効性を確保するために加盟国との緊密な連携が不可欠であることを認識し、
事件選定及び捜査開始の透明性が重要であることを強調し、
地域機関との協力がICCの実効性向上に貢献することを認識し、
ICC及び加盟国に対し、ローマ規程上の義務の履行を促進するため、
非加盟国の自主的な協力を促すために、
加盟国の意見をICCの制度運営に反映させる事が重要であること認識し、
ICCに対する加盟国の信頼の維持・向上させることの重要性を認識し、
判事・検察官が政治的な理由で不当な解任や不利益を受ける可能性を考慮し、
ICCの活動を継続的に支えるために、加盟国による公平かつ適切な財政負担が重要であることを認識し、
ICCの財政運営の透明性強化が、加盟国の信頼向上につながることを留意し、
ICCの捜査対象に地域的偏りが見られるとして不信感を持たれている現状に留意し、
国際情勢や政治的影響により、加盟継続に大きな影響を及ぼす可能性に注意し、
深刻な環境破壊が国際社会に重大な影響を及ぼす可能性があることを考慮し、
国際犯罪の被害者が適切な支援を受けなければならないことを考慮し、

1. ICCに対して、補完性の原則に基づいて捜査及び訴追を実施することを要請する；
2. ICCに対して、現職国家元首の訴追を開始する際の判断基準を明確化する以下の内容を含めたガイドラインの作成を依頼する：
 - a. 国家機能・国民への影響、
 - b. 被害者数、組織性、計画性に基づいた犯罪の重大性、
 - c. 国内司法の機能性；

3. ICCに対してアルーシャを拠点とした国際刑事司法に関する研修及び能力構築プログラムを推進することを要請する；
4. ICCに対して開発途上国を中心に国際犯罪を適切に訴追できる体制を整えることを促す：
 - a. 裁判官、検察官及び捜査官の育成プログラム、
 - b. 国内法の整備、
 - c. 捜査能力向上のための材料の支援；
5. ICCに対し事件受理及び捜査開始の判断基準を明確化し、その透明性を向上させることを要請する；
6. ICCに対し以下のような定期的な政策協議や情報共有を実施することを要請する；
 - a. ICCと加盟国との協力状況、
 - b. 国内司法制度の強化、
 - c. 証拠の収集・共有方法；
7. ICC及び加盟国に対し、ローマ規程上の義務の履行を促進するため、開発途上国への技術支援及び法整備支援を実施するように促す；
8. 非加盟国の自主的な協力を促すために、ICCに対してICC制度の理解促進など加盟国と非加盟国との協定プログラムの構築を依頼する；
9. 各国が意見を定期的に提出できる仕組みを設けることを要請する；
10. 各地域連合に対し、ICCとその地域連合に属する加盟国との円滑な意思疎通及び協力を促進する橋渡し役を担うことを要請する；
11. ICCに対し、判事・検察官の選出基準と選考過程の明確化を要請する；
12. ICCに対し、判事・検察官の不当な解任を防ぐために以下の施策を要請する；
 - a. 検察官・判事の解任の基準を以下のように定めること、
 - b. 汚職、
 - c. 職権乱用、
 - d. 重大な倫理違反、
 - e. 職務遂行不能、
 - f. 第三者委員会による審査；
13. 以下の指標を基準にICCの予算を加盟国で分担することを要請する；
 - a. 国内総生産、
 - b. 国民所得、
 - c. 財政状況；
14. ICCに対し、予算執行状況及び監査結果を1年に1回公表することを奨励する；
15. ICCが二年に一度第三者委員会による評価を実施し、その結果を公表することを奨励する；
16. 加盟国脱退の際にICC及び加盟国との協議を設ける制度の導入を依頼する；
17. ICC加盟国に対しエコサイドの国際犯罪化について、その定義及び適用範囲を含めた継続的な議論を行うことを奨励する；
18. 心理的支援、証人保護及び被害回復に向けた支援プログラムの拡充を奨励する；
19. ICCに対して、補完性の原則に基づいて捜査及び訴追を実施することを要請する；
20. ICCに対して、現職国家元首の訴追を開始する際の判断基準を明確化する以下の内容を含めたガイドラインの作成を依頼する。